



長野県報

7月15日(木)
令和3年
(2021年)
第221号

目次

告示

保安林予定森林にする旨の通知(3件)(森林づくり推進課).....	1
保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知(7件)(森林づくり推進課).....	2
森林法に基づく保安林の指定の解除(森林づくり推進課).....	6
公共測量の実施(2件)(建設政策課).....	6
道路の区域変更及び関係図面の縦覧(2件)(道路管理課).....	6
道路の供用開始及び関係図面の縦覧(道路管理課).....	8

公告

毒物劇物取扱者試験の実施(薬事管理課).....	8
都市計画の図面の写しの送付及び縦覧(3件)(都市・まちづくり課).....	10
宅地建物取引業者の免許の取消し(建築住宅課).....	11
土地改良区の定款変更の認可(農地整備課).....	11
開発行為に関する工事の完了(都市・まちづくり課).....	11
水道法に基づく指定給水装置工事事業者の指定(水道事業課).....	11
特定調達契約に係る一般競争入札(東北信運転免許課).....	12



長野県告示第399号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示します。

令和3年7月15日

長野県知事 阿部守一

- 1 保安林予定森林の所在場所
長野市大字鐘字葛山228の1、229の2、229の3、232、234から239まで、240の1、241、253から256まで、字若宮273のイ
 - 2 指定の目的
土砂の流出の防備
 - 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び長野市役所に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

長野県告示第400号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

令和3年7月15日

長野県知事 阿部 守一

1 保安林予定森林の所在場所

塩尻市大字宗賀字洗馬3454の353、3454の354、3454の358、3454の359、3454の365、3454の370、3454の371、3454の373、3454の414、3454の788、3454の789、3454の791、3454の802、3454の808、3454の926、3454の966、3454の997、3454の1050、3454の1147、3454の1271、3454の1274、3454の1275、3454の1377、3454の1477

2 指定の目的

水源の涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び塩尻市役所に備え置いて縦覧に供する。〕

森林づくり推進課

長野県告示第401号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

令和3年7月15日

長野県知事 阿部 守一

1 保安林予定森林の所在場所

上高井郡高山村大字高井字大窪1403の1、字上野1833の5、1835の4、字竹木入1853の1、1853の3、字戸狭7138、7139の1、7139の2、7140、字窪入7141、7143のイ、7143のロ

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び高山村役場に備え置いて縦覧に供する。〕

森林づくり推進課

長野県告示第402号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

令和3年7月15日

長野県知事 阿部 守一

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
松本市（次の図に示す部分に限る。）
 - 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
 - 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び松本市役所に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

長野県告示第403号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

令和3年7月15日

長野県知事 阿部守一

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
飯田市（次の図に示す部分に限る。）
 - 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
 - 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び飯田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

長野県告示第404号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

令和3年7月15日

長野県知事 阿部守一

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
大町市（次の図に示す部分に限る。）
 - 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
 - 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
- 大町市（次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び大町市役所に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

長野県告示第405号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

令和3年7月15日

長野県知事 阿部守一

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

佐久市（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

水源の涵養

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び佐久市役所に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

長野県告示第406号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

令和3年7月15日

長野県知事 阿部守一

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

下伊那郡阿智村（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

阿智村（次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び阿智村役場に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

長野県告示第407号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

令和3年7月15日

長野県知事 阿部 守一

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
下伊那郡喬木村（次の図に示す部分に限る。）
 - 2 保安林として指定された目的
土砂の崩壊の防備
 - 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
- (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び喬木村役場に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

長野県告示第408号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

令和3年7月15日

長野県知事 阿部 守一

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
下伊那郡大鹿村（国有林。次の図に示す部分に限る。）、大鹿村（次の図に示す部分に限る。）
 - 2 保安林として指定された目的
土砂の崩壊の防備
 - 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
- (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び大鹿村役場に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

長野県告示第409号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除します。

令和3年7月15日

長野県知事 阿部 守一

- 1 解除に係る保安林の所在場所
長野市大字上ヶ屋字麓原2471の84・2471の112（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的
公衆の保健
- 3 解除の理由
観光施設を整備するため
〔次の図〕は、省略し、その図面を長野県林務部森林づくり推進課及び長野市役所に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

長野県告示第410号

国土交通省関東地方整備局長野国道事務所長から、次のとおり測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定による公共測量を実施する旨の通知がありました。

令和3年7月15日

長野県知事 阿部 守一

- 1 作業種類
公共測量 数値地形図 新規作成
- 2 作業期間
令和3年6月21日から令和3年8月31日まで
- 3 作業地域
南佐久郡小海町、南佐久郡佐久穂町、南佐久郡南牧村

建設政策課

長野県告示第411号

国土交通省北陸地方整備局千曲川河川事務所長から、次のとおり測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定による公共測量を実施する旨の通知がありました。

令和3年7月15日

長野県知事 阿部 守一

- 1 作業種類
公共測量（基準点測量）
- 2 作業期間
令和3年7月1日から令和3年8月31日まで
- 3 作業地域
長野市

建設政策課

長野県飯田建設事務所告示第25号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から令和3年8月5日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県飯田建設事務所において、一般の縦覧に供します。

令和3年7月15日

長野県飯田建設事務所長 細川 容宏

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 伊那生田飯田線
- 3 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延 長
下伊那郡松川町元大島2800番の15地先から 下伊那郡松川町生田638番の6地先まで	旧	m 4.8 ~ 18.7	Km 1.3090
同 上	新	4.8 ~ 18.7	1.3090
		----- 10.7 ~ 31.0	----- 1.5290

道路管理課

長野県大町建設事務所告示第4号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から令和3年8月5日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県大町建設事務所において、一般の縦覧に供します。

令和3年7月15日

長野県大町建設事務所長 塩野入 宗 義

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 小島信濃木崎停車場線
- 3 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延 長
大町市平字一ノセ12484番の2地先から 大町市平字一ノセ12484番の2地先まで	旧	m 4.3 ~ 5.1	Km 0.0391
同 上	新	4.3 ~ 6.6	0.0391

区 間	新旧別	敷地の幅員	延 長
大町市平字一ノセ12480番の1地先から 大町市平字一ノセ12479番地先まで	旧	m 4.2 ~ 5.0	Km 0.0300
同 上	新	5.0 ~ 6.4	0.0300

区 間	新旧別	敷地の幅員	延 長
大町市平字ワセ草12466番の1地先から 大町市平字居ヤリ12464番の3地先まで	旧	m 4.7 ~ 5.4	Km 0.0400
同 上	新	5.0 ~ 6.7	0.0400

区 間	新旧別	敷地の幅員	延 長
大町市平字居ヤリ12460番の1地先から 大町市平字居ヤリ12459番の2地先まで	旧	m 4.0 ~ 4.4	Km 0.0360
同 上	新	4.2 ~ 6.4	0.0360

区 間	新旧別	敷地の幅員	延 長
大町市平11776番の1地先から 大町市平11778番の1地先まで	旧	m 3.9 ~ 4.5	Km 0.0298
同 上	新	3.9 ~ 6.2	0.0298

道路管理課

長野県大町建設事務所告示第5号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始します。

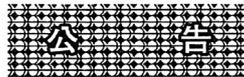
その関係図面は、告示の日から令和3年8月5日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県大町建設事務所において、一般の縦覧に供します。

令和3年7月15日

長野県大町建設事務所長 塩野入 宗 義

- 1 路 線 名 小島信濃木崎停車場線
- 2 供用を開始する区間
 - 大町市平字一ノセ12484番の2地先から
大町市平字一ノセ12484番の2地先まで
 - 大町市平字一ノセ12480番の1地先から
大町市平字一ノセ12479番地先まで
 - 大町市平字ワセ草12466番の1地先から
大町市平字居ヤリ12464番の3地先まで
 - 大町市平字居ヤリ12460番の1地先から
大町市平字居ヤリ12459番の2地先まで
 - 大町市平11776番の1地先から
大町市平11778番の1地先まで
- 3 供用を開始する期日 令和3年7月15日

道路管理課



公告

毒物劇物取扱者試験を次のとおり行います。

令和3年7月15日

長野県知事 阿 部 守 一

- 1 試験日時
令和3年11月17日（水）午後1時30分から午後3時30分まで
- 2 試験場所

試験地	試験場
佐久市	長野県佐久合同庁舎（佐久市跡部65-1）
伊那市	長野県伊那合同庁舎（伊那市荒井3497）
松本市	長野県松本合同庁舎（松本市島立1020）
長野市	J A長野県ビル（長野市南長野北石堂町1177-3）